

# 知的財産推進計画2004に求められる 審査官の貢献

## 特技懇 制度・国際委員会

### 第1章 はじめに

#### 1. 我が国の知的財産立国実現に向けた取り組み

我が国においては、「知的財産立国」を掲げ、その実現に向け国家を挙げての取り組みがなされており、現在、最も重要な政策課題の一つになっていると言っても過言ではない。具体的な動きを見てみても、2002年7月の「知的財産戦略大綱」の決定に始まり、これを受けた同年11月の「知的財産基本法」の制定、翌年の2003年には、この知的財産基本法で作成が定められた「知的財産推進計画」の作成、そして、本年においては、この知的財産推進計画の全面的な見直し変更を行った「知的財産推進計画2004」が作成されるなど、異例の早さで取り組みが進められており、並々ならぬ意欲を伺い知ることができる。また、知的財産推進計画に挙げられた項目については、既に実施の段階に入っており、特許審査迅速化関連法案の成立等、着実にその実施に移されている。このように、知的財産立国の実現に向けた取り組みのまっただ中にある現在、知的財産行政の中核を担う特許庁も一丸となってこれらに取り組んでいく必要がある。

#### 2. 益々求められる特許庁の貢献

ここで、知的財産推進計画2004の概略を見てみると、「創造分野」、「保護分野」、「活用分野」、「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」、「人材育成と国民意識の向上」の5つが大きな柱となっており、これらの各分野で網羅的に挙げられている項目を実施していくことにより、知的財産立国を実現していくという構成になっている。これらの

分野を更に見ると、特に、「保護分野」においては、迅速・的確な特許審査の実現を中心として、多くの項目が特許庁が直接的に行わなければならないものとなっているとともに、「保護分野」以外においても特許情報の利用促進等々、知的財産推進計画2004のほぼ全体にわたり特許庁が直接的、また、間接的に貢献しなければならない項目が存在している。また、知的財産推進計画2004の多くの項目は迅速・的確な特許審査が行われることを前提として計画されており、この観点からも知的財産推進計画2004の実施に対する特許庁の責任は極めて重いといえ、我々特許庁の積極的な貢献が求められている。

#### 3. 審査官に求められる貢献とは何か

以上のように、知的財産推進計画2004の実施に特許庁が責任を持って貢献していかなければならないことは明らかであるが、それでは、我々、審査官は一体どのようにこの知的財産推進計画2004の実施に貢献すればよいのであろうか。知的財産推進計画2004を一読すれば、特許庁が行わなければならない項目が「保護分野」を中心に多くあることは即座に理解できるが、我々審査官が何をしなければならぬかということについては、その全体像を把握することは必ずしも容易ではない。我々審査官はこれまで「知的財産立国」の実現に向けて、より一層の迅速・的確な審査実務のため日々努力を重ねているところであるが、これ以外にも、我々審査官が貢献できること、また、貢献しなければならないことがあるのではないだろうか。さらには、「知的財産立国」の実現が進むとともに、新たに審査官が貢献していかなければならない分野は広がっ

てくるのではないだろうか。

そこで、本稿では、このような観点から、「知的財産推進計画2004」の各項目について詳細に検討し、まず、第2章で、知的財産推進計画2004の実施に審査官の貢献が直接的に求められているものや、我々が日々行っている審査実務を中心として貢献できるものにどのようなものがあるのかを検討する。そして、第3章において、「知的財産立国」の実現が進むにつれて、今後、新たに多方面から、審査実務を中心としたもの以外にも審査官の貢献が求められることが予想されるところ、このような貢献にどのようなものがあるのか、知的財産推進計画2004で挙げられている項目に照らして検討する。

## 第2章 知的財産推進計画2004に求められる審査官の貢献

本章では、まず、知的財産推進計画2004において、審査官に直接的に関連する項目や審査実務に密接に関連している項目を洗い出し、その類型化を行う。そして、これらの項目に対し、審査官がどのように貢献していけばよいのか具体的に検討する。

### 1. 審査官に求められる貢献の類型化

既に述べたとおり、知的財産推進計画2004は、「創造分野」、「保護分野」、「活用分野」、「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」、「人材育成と国民意識の向上」の5つの分野から構成されているが、これらの全体を通して審査官が直接的に関与しなければならない項目、また、審査実務に密接に関連する項目を知的財産推進計画2004の構成から離れ、審査官に求められる貢献という観点から整理し直すと次のように類型化できる。

- (1) 迅速・的確な審査実務の一層の促進による貢献
- (2) 出願人とのコミュニケーションの促進による知財戦略構築への貢献
- (3) 従来技術調査機関との協力や育成による迅速な審査への貢献
- (4) 国際的な審査協力体制の構築への貢献

以下において、これらについて、順を追って詳細に説明する。

### 2. 知的財産推進計画2004に求められる審査官の貢献

- (1) 迅速・的確な審査実務の一層の促進による貢献  
(関連項目一覧)

知的財産立国への前提条件確立のための迅速・的確な審査実務

- ・「第2章 . 知的財産の保護の強化」：  
知的財産の保護強化には、知的財産の適切な保護、権利取得手続きの迅速化が必要
  - ・「第1章 2.(1) 知的財産の創造を重視した研究開発を推進する」：  
国として戦略的に獲得すべき重要な知的財産の取得に向けた研究開発を推進（迅速・的確な審査が前提）
  - ・「第3章 1.(1) 知的財産重視の経営戦略を推進する」：  
知的財産を経営戦略の中核に位置づけるような取り組みを促進（迅速・的確な審査が前提）
- ニーズに応じた審査
- ・「第2章 . 2.(2) 出願人との意志疎通を密にする」：  
巡回審査、関連出願連携審査を推進し出願人との連絡を密にする
- より高度な専門知識の向上
- ・「第2章 . 2.(3) 先端技術分野や国際関連出願に重点を置き、審査体制を強化する」：  
先端技術の審査等の推進のため、審査官等の学会派遣や研修等を強化
  - ・「第5章 1.(1) 専門人材を育成する」：  
迅速・的確な特許審査のための専門人材を育成

上記のように、知的財産推進計画2004においては、知的財産の保護強化、また知的財産立国の前提条件として迅速・的確な審査実務が求められており、知的財産推進計画2004の中でも最も重要な課題の一つになっている。また、更には迅速・的確な審査実務のためにニーズに応じた審査やより高度な専門知識の向上等に努めることが審査官に求められている。

知財立国の前提条件確立のための迅速・的確な審査実務

知的財産推進計画2004の「保護分野」においては、まず、「迅速・的確な特許審査」を行うことを大前提の目標として掲げ、この「迅速・的確な特許審査」を実現するためには、具体的にどのように対策を講じればよい

のかということが網羅的に各論として列挙されている。また、知的財産推進計画2004の全体をみても、「創造分野」「活用分野」等においては、それぞれ、知的財産を重視した研究開発や経営戦略の推進が掲げられているが、これらは全て迅速・的確な特許審査が実現されていることが大前提とされている。したがって、迅速・的確な審査実務の一層の促進は、知的財産推進計画2004、また、知的財産立国実現の最も基本的で最も重要な課題であるため、我々審査官は、このことをよく理解し、これまでと同様に迅速・的確な審査実務の一層の促進に努めることが最も重要なことと言える。

#### ニーズに応じた審査

また、的確な審査を行うためには、より一層、出願人のニーズに応じた審査を促進する必要がある、この実現のために、審査官は積極的に巡回審査や、関連出願連携審査により一層積極的に取り組み、出願人のニーズをしっかりと汲み取った審査を行っていく必要がある。

#### より高度な専門知識の向上

バイオテクノロジーをはじめとする技術分野では技術が高度化、先端化しており、このような技術分野においては、特に、より高度な専門知識を身につけることが求められる。我々審査官は、常に高度な知識の習得に向け、積極的に学会に出席したり、自己研鑽をすることが必要である。また、単に技術のみならず、迅速・的確な審査実務に欠かせない法律、審査基準等の習熟にも努める必要がある。

#### (2) 出願人とのコミュニケーションの促進による知財戦略構築への貢献

(関連項目一覧)

##### 出願構造改革へのアドバイス

・「第2章 1.(1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する」:

出願件数上位の企業に対する協力要請

・「第2章 1.(3) 出願・審査請求構造改革を推進する」:

企業経営者、実務家、出願件数上位企業へ出願・審査請求を改善するように協力を要請

また、分野別出願件数や特許査定率などの情報提供を実施

##### 特許制度の周知、活用の働きかけ

・「第2章 1.(1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する」:

請求料一部返還制度、特定登録調査機関、実用新案制度の利用促進

・「第2章 1.(3) 出願・審査請求構造改革を推進する」:

請求料一部返還制度、特定登録調査機関の利用促進

・「第2章 2.(1) ニーズに応じた審査時期を担保する」:

早期審査制度等の周知

上記のように、知的財産推進計画2004では、迅速・的確な審査実務のためには、企業の出願構造改革をはじめとした協力が必要であることが示されている。そして、そのためには特許庁からの出願構造改革のためのアドバイスやこれに役立つ特許制度、出願統計情報等の情報提供が求められている。また、更には、これらの情報提供を通じ企業の知的財産戦略をも支援していくことが求められている。

##### 出願構造改革へのアドバイス

企業の出願・審査請求構造は各企業によって様々であるが、必ずしも先行技術文献調査等を行い十分に精査したもばかりとは言い難い状況にある。このことは、企業側にとって無駄な出願・審査請求を行うことによる負担が生じるだけでなく、特許庁の審査負担の観点からも望ましいことではない。そして、すべての企業がどのように出願を精査すればよいのか、また、自らの出願構造に問題があるのか否か等の判断ができるという状況にもない。一方、審査官はこれら企業の出願を日頃から審査しており、その動向をよく理解しているとともに、当該技術分野の出願件数、特許査定率等を知っており、これらから企業の出願構造の問題点、また、改善策等を最もよく理解しているものと考えられる。したがって、審査官は、積極的に企業、また、出願人とコミュニケーションを図り、出願構造改革へのアドバイスを適正な出願を促すとともに、企業の知的財産戦略を支援していくことが求められている。

##### 特許制度の周知、活用の働きかけ

審査官は常に審査を通じ、直接的、また、間接的に企業、出願人と接触しており、その意味で、企業や出願人に比較的近い立場にいとる。また、審査官は、新

実用新案制度や早期審査制度、さらには、請求料一部返還制度、特定登録調査機関の報告書提出による審査請求料減免制度等についてもよく理解しているため、これらの周知、また活用の働きかけを行う最も適当な立場にあると言える。したがって、審査官がこれら各種の特許制度の周知、活用の働きかけを、企業や出願人に行うことにより、企業の出願構造改革、さらには、知的財産戦略の構築に貢献できるものと考えられ、これを、積極的に行うことが求められていると言える。

(3) 従来技術調査機関との協力や育成による迅速な審査への貢献  
(関連項目一覧)

より効率的な従来技術調査の外注手法の構築

- ・「第2章 . 1. (1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する」:

登録調査機関への従来技術調査の外注拡大  
審査効率の高い外注手法への移行

- ・「第2章 . 1. (2) 従来技術調査機関を育成し、その活用を図る」:

従来技術調査外注において審査効率の高い手法への移行

従来技術調査人材の育成

- ・「第2章 . 1. (1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する」:

従来技術調査人材の育成

- ・「第2章 . 1. (2) 従来技術調査機関を育成し、その活用を図る」:

従来技術調査機関の調査人材の育成体制を整備

上記のように、知的財産推進計画2004には、迅速な審査実務のために、これまでの従来技術調査機関への外注手法を改革することや、更には、新たな従来技術調査機関の参入を可能とするとともに、これらの調査人材を育成していくことが求められている。

より効率的な従来技術調査の外注手法の構築

特許審査の迅速化のために、従来技術調査の外注の拡大や、より審査効率の高い外注手法への移行が求められており重要な課題であるとされている。一方で、より審査効率の高い外注手法とはどのようなものであるのか、また、現在の問題はどこにあるのか等は、その当事者である審査官と従来技術調査機関の調査人材が最もよく知

っていることである。したがって、審査官には、調査人材との意見交換等を積極的に行い、より審査効率の高い外注手法とはどのようなものであるのか企画立案に参加していくことが望まれる。

従来技術調査人材の育成

また、従来技術調査は公益法人以外のものであっても参入できるようになり、今後、従来技術調査機関が増加することが予想されるが、この従来技術調査機関が有効に機能するか否かは、これらの機関の調査人材をどのように育成していくかに懸かっている。これらの調査人材の育成は、工業所有権情報・研修館が中心として担っていくことになっているが、従来技術調査のノウハウを持っているのはあくまでも審査官であり、審査官抜きにして調査人材の育成は現実的には困難である。したがって、今後、増加するであろう従来技術調査機関の調査人材の育成についても審査官が何らかの形で協力していくことが求められていると言えよう。

(4) 国際的な審査協力体制の構築への貢献  
(関連項目一覧)

外国特許庁審査官との相互理解の促進

- ・「第2章 . 5. (1) 1) 国際的な審査協力を推進する」:

従来技術調査結果・審査結果の相互利用プロジェクトの推進

審査官交流の推進

審査結果情報の国際的な早期発信

世界特許システム構築への貢献

- ・「第2章 . 5. (1) 2) 日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を図る」:

制度・運用の調和の具体的な工程表作成

- ・「第2章 . 5. (1) 5) 特許制度の国際的な調和を促進する」:

実体特許法条約に関する議論への精力的な取り組み

上記のように、知的財産推進計画2004では、知的財産の保護、また、各国特許庁におけるワークロード軽減のため世界特許システムの構築が掲げられている。そして、この世界特許システム構築に向けた取り組みとして、国際的な審査協力体制の構築、また、三極特許庁間での相互承認の実現等も併せて推進していくことが求められている。

①外国特許庁審査官との相互理解の促進

「知的財産立国」を掲げる我が国にとっては、世界特許システムの構築は究極の目標の一つであるが、これを実現するためには、そもそも、各国特許庁の制度・運用がどのようになっているのかをお互いによく知ること、更には、各国において審査実務が具体的にどのように行われているのか等、より密接な情報交換が不可欠であるとともに、各国特許庁間の信頼関係の醸成といったものもまた不可欠である。このようなより密接な相互理解、また、信頼関係をなくして世界特許システムの構築は不可能であると言っても過言ではない。そして、このような相互理解、また、信頼関係の醸成は審査官レベルでなされるものであり、この意味において、世界特許システムの構築は、個々の審査官の相互理解、また、信頼関係といったものが重要な鍵の一つであると言える。したがって、審査官には、積極的に従来技術調査結果・審査結果の相互利用プロジェクトや、審査官交流に参加し、外国特許庁との相互理解、信頼関係を深めるとともに、世界特許システムを構築する上で何が障壁となっているのか等、世界特許システム構築のためフィードバックしていくことが求められる。

②世界特許システム構築への貢献

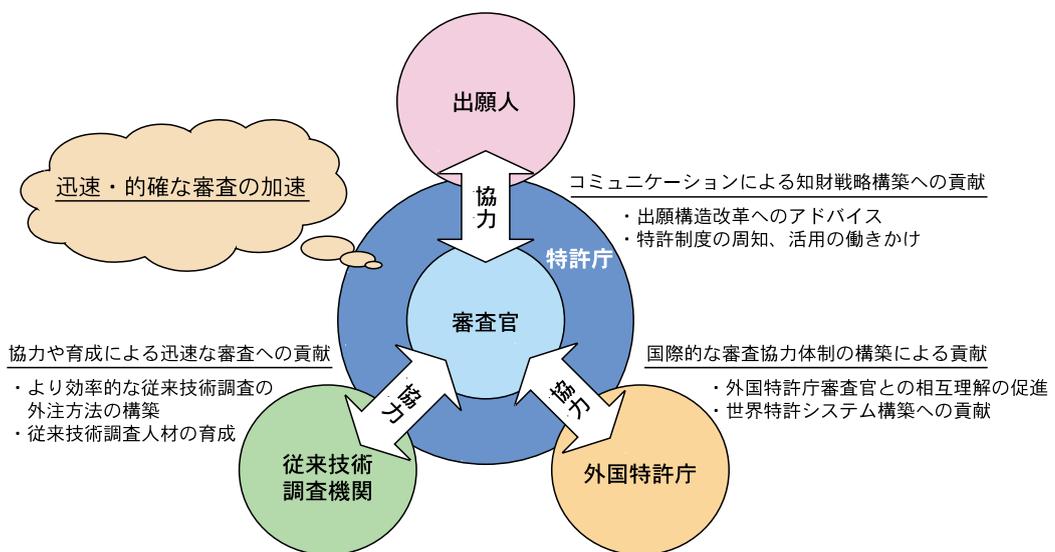
日米欧三極特許庁間での相互承認実現や、WIPOにおける実体特許法条約の議論に取り組むことが記載されている。当然のことながら、このような議論は、お互いの制

度・運用を熟知した審査官が関与していくことが不可欠であり、上述した従来技術調査結果・審査結果の相互利用プロジェクトや、審査官交流によってそのような知識等を身につけた審査官が積極的に関与していくことが望まれる。

3. 審査官の貢献による知的財産推進計画2004の加速

上述したように、知的財産推進計画2004の中で、最も審査官に貢献が求められているものは迅速・的確な特許審査の促進であろう。この迅速・的確な特許審査は、知的財産推進計画2004のうち「保護分野」の主要な課題となっているのみならず、知的財産推進計画2004のその他の項目においても迅速・的確な特許審査がなされるということが前提となっているものが多く存在し、まさに、知的財産推進計画2004の中核を担っているものであると言える。

また、迅速・的確な審査実務の促進は、審査官の努力のみで達成されるものではなく、企業、従来技術調査機関、また外国特許庁と協力し合うことにより、加速的に実現されるものである。そして、この企業、従来技術調査機関、外国特許庁との協力の促進の中心的役割を担い得るのもやはり審査官であるため、その責任、また、期待は大きいものと言える。更に、これらの協力の推進は単に迅速・的確な審査を促進するのみならず、企業における知的財産戦略の構築や、世界的な審査実務のワークロード軽減等にも貢献するものであり、知的財産立国に



図：知的財産推進計画2004の加速のための協力体制

向けて広範に貢献し得るものである。

このように審査官に求められる貢献は極めて大きいものと言えるが、これらの求められている貢献は上述したことからも明らかなように、日々の着実な審査実務の促進をはじめとして、日常業務の中で心がけていればできるものばかりである。したがって、審査官は、自らに求められている責務をしっかりと理解して日々の業務を行っていくことが求められる。

### 第3章 今後期待される多方面への貢献

これまで、知的財産推進計画2004の実施のために審査官の協力が直接的に求められていること、また、審査実務関連で貢献しなければならないことについて、検討してきた。しかしながら、知的財産推進計画2004において、審査実務関連以外の分野でも審査官の協力、参加により、より一層効率的、効果的な実施が可能となると思われる項目が数多くみられた。これらの項目は、知的財産推進計画2004の実現が進むにつれて、審査官への協力、参加の要望が高まることも予想されるため、ここでは、今後、審査官が貢献していくことが求められると考えられる項目にどのようなものがあるのか検討してみたい。これらは、特に任期付審査官が任期を終えた後の活躍の場ともなり得るものであることも付記しておく。

#### 1. 審査官とは？ - 自己分析 -

最初に、審査官とはいったいどのような人材で、何が得意で何が得意でないかという自己分析から始める。審査官は文字通り審査をするのが仕事であるが、当然ながらそのために要求される知識、能力があるし、その業務を通じて培った経験、身に付いた能力というものもある。そして、それらは他の知財人材と共通するものもあれば独自のものもある。ここでは、他の知財人材との比較を通して、審査官の優れた部分、逆に他の知財人材に見習うべき部分というものを整理していく。ここでは、知的創造サイクルに携わる各人材に求められる基本的能力を、「技術」、「サーチ能力」、「特許実務」、「法律」、「創造、活用分野」とし、これら各項目について詳述していく。

#### 技術

まず、技術について特筆すべきは、審査官一人あたり

の技術文献の精読量である。審査官は、1出願あたり数百件の文献をスクリーニングし、少なくとも10件前後は精読するのが通常である。それを年間数百件の出願で行っているのであるからその蓄積は膨大である。この点からして、件数をこなすというよりは1出願に集中する弁理士・知財部、裁判官よりも技術知識の蓄積は一日の長がある。もちろん、創造を実際に行う技術者・研究者に対しては、技術知識の深度という意味合いでは及ばない面もあるが、技術者・研究者はある目標に向かって技術開発する性質上、狭い範囲で知識を深化させる側面もあるので、多くの出願をこなす過程で得られる多方面の技術知識を持つジェネラリストとしての審査官の特質が生きることもあると考えられる。特に、審査というのは技術開発の流れを俯瞰する作業とも言えるように、技術動向については技術者・研究者が見逃している部分が見えることもあるし、また一般的な課題に対する解決手段の引き出しの多さも審査官特有なのではないかと考えられる。

#### サーチ能力

次に、サーチ能力についてであるが、言うまでもなく審査業務に必要な不可欠な能力であり、経験、能力、実績ともに群を抜いた存在である。さらには、審査実務は必要な情報を短時間で効率よく抽出するとともにポイントを整理して理解するという能力も要求されるという点も付記したい。これらの能力の組み合わせによって、膨大な出願の中から本願発明に関連するものを素早く発見するとともに、それら引用発明を整理して、本願発明の技術開発の流れにおける位置付けを定めていくという審査実務を達成できるのである。審査官はこのような審査実務を通じてこれらの能力が磨かれていると考えられる。

#### 特許実務

次に、特許実務についてであるが、これもまた経験、能力、知識ともに有しており、特に特許性の判断については各審査官それぞれが一家言持っている。また、拒絶理由の構築を通じて培われる論理構成力、出願人に理由を如何に納得いくように表現するかという文章力といった部分も審査実務を通じて養われていると考えられる。一方で、出願手続き等の審査実務以外の面に関しては、弁理士・知財部の人材の方がより熟知していると考えられる。

## 法律

次に、法律についてであるが、この面では当然ながら法律全般の知識を有する裁判官が群を抜いた存在と言える。審査官については、実務に関する部分については当然精通していると言えるが、実務以外の条文であったり、周辺法については、業務上関係する場面が少ないことから必ずしも熟知しているとは言い難く、業務によっては審査官以上に精通している弁理士もいると考えられる。しかしながら、実務以外の条文や周辺法が審査官にとって不必要というわけではなく、これらを修得することにより、特許法等、また、審査実務の位置づけ、あり方を理解し、より充実した特許実務を行うことが可能になると考えられる。したがって、今後、実務に関連する条文のみならず、幅広い法律の知識を深めることが期待される。

## 創造、活用分野

次に、創造、活用分野、つまり創造の現場でどのように技術開発がなされ、権利化したものをどのように活用しているかについての知識、経験であるが、現在まで審査官が最も縁がなかった分野である。通常の審査官には経験の機会が少なく、知識を持っていたとしても書籍等を通じた間接的なものに過ぎない。しかしながら、よりよい保護を考える上でも、ユーザーニーズを捉える意味でも、これら創造、活用分野の実態を把握するのは重要であるから、今後実態把握のための方策を練る必要があるだろう。

## 2. 今後、審査官の貢献が求められる分野

本章冒頭で述べた通り、今後、審査官の貢献が求められると考えられる分野を、審査官の能力との議論を絡めながら検討していくこととする。

このような場としては、知的財産推進計画2004で挙げられている項目を整理すると、専門人材、育成者の大きく2つの方向性に分かれ、更に類型化すると

- (1) 裁判所、裁判外紛争処理(ADR)機関、税関等への貢献、
  - (2) 人材育成分野(法科大学院、MOT、専門職大学院、途上国)への貢献、
  - (3) TLO、大学知財本部の整備、中小・ベンチャー等への貢献、
- の3つに整理できる。以下、それぞれについて詳述する。

### (1) 裁判所、裁判外紛争処理(ADR)機関等への貢献 (関連項目一覧)

- ・「第2章 . 4. (1) 知的財産高等裁判所(仮称)に期待する」:  
専門委員や調査官といった知的財産や技術に精通した専門人材のニーズ
- ・「第2章 . 4. (4) 裁判外紛争処理を充実する」:  
裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化

上記のように、裁判所やADR機関には、専門人材としてのニーズがあり、審査官の能力を発揮できるのではないと思われる。

調査官については、既に審査官が活躍しており適性を疑う余地はないが、今後の権限の拡大に伴って知財訴訟の表舞台にでるとともにその責任も重くなるものであるから、今まで以上に能力を高める必要がある。また、専門委員、ADRの担い手、技術判事等今後ニーズが高まる専門人材に求められる能力は、知的財産法に限らない法律全般の知識、論理構成力、中立性、技術知識等が挙げられる。審査官の適性を考えると、言うまでもなく審査官は中立性を有しており、また前節の検討でも分かるように技術知識、論理構成力も備えている。しかしながら、法律面に関しては、審査実務を通じた素養はあるものの、法律全般となると現状の知識では必ずしも十分ではない。

したがって、今後、このような期待に特許庁審査官が応えていくには、幅広い法律等の知識習得のために自己研鑽することが期待される。

### (2) 人材育成分野(法科大学院、MOT、専門職大学院、途上国、従来技術調査機関等)への貢献 (関連項目一覧)

- ・「第2章 . 1. (2) 従来技術調査機関を育成し、その活用を図る」, 「第5章 1. (1) 専門人材の育成」:  
従来技術調査人材の育成
- ・「第2章 . 5. (1) 4) 途上国における権利取得を円滑化する」:  
人材育成分野での途上国協力
- ・「第5章 1. (2) 知的財産に関する大学院、学部、学科の設置を推進し、知的財産教育を魅力あるものとする」:  
法科大学院、MOT、専門職大学院での知的財産教育を担う人材のニーズ

・「第1章 3. (8) 魅力あるデザインの創造を推進する」、「第5章 1. (3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する」、「第5章 2. 国民の知的財産意識を向上させる」:

児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者等の幅広い対象に向けた知的財産教育を担う人材のニーズ

上記のように、法科大学院、MOT、専門職大学院等に代表される人材育成分野では、専門人材としての審査官以上に人材育成者としての審査官のニーズがあり、審査官の知識、経験が求められるのではないと思われる。

これらの人材育成者に求められる能力は、知的財産全般の知識、特許実務の知識・経験、サーチ能力等が挙げられる。審査官の適性を考えると、言うまでもなくサーチ能力、特許実務の知識・経験では審査官の右に出るものではなく、この点に関する育成者としては審査官が最適と考えられる。また、より広範な知的財産全般の知識については、現時点においては必ずしも十分な知識を有しているとは言えない状態にあるかもしれないが、それでもやはり審査実務の知識、経験はどの分野においても必須なものであり、審査官はこの審査実務の知識を中心により広範な知識を習得することにより、このような期待に応えていくことができるものと思われる。

### (3) TLO、大学知財本部の整備、中小・ベンチャー等への貢献 (関連項目一覧)

・「第1章 2. (1) 知的財産の創造を重視した研究開発を推進する」:

研究開発部門での特許情報検索の専門人材、およびその育成者のニーズ

・「第1章 2. (5) 大学知的財産本部や技術移転機関(TLO)といった、知的財産に関する総合的な体制を整備する」:

大学知的財産本部やTLOにおける、研究成果の活用方法(論文、権利化、ライセンス等)の判断や、その評価、権利化、起業化等できる専門人材のニーズ

・「第1章 2. (7) 大学発ベンチャーを促進する」:

経営に必要な専門人材のニーズ

・「第3章 4. (1) 中小企業・ベンチャー企業を支援

する」:

知的財産の戦略策定(権利化、起業化等)できる専門人材のニーズ、および知財教育を担う育成者のニーズ

上記のように、TLO、大学知財本部では、専門人材と人材育成者と2つの面でニーズがあるが、審査官の知識、経験が求められるのではないと思われる。

これらの人材には、適正な技術開発目標を設定し、その成果を適正に権利化すること、技術開発の成果をビジネスに結びつけること、また、ライセンス、訴訟といった法務的事項、さらには経営といったことまで広範な能力が求められる。これらの能力をより具体的にブレイクダウンすると、サーチ能力、多様な情報を整理する能力、技術動向を把握する能力、特許実務の知識・経験、シーズを発掘しビジネス的に進歩発展させる能力、技術と経営を融合させ得るインターフェース能力、知的財産全般の知識、経営の知識、経営者としての判断能力等、多種多様な能力が挙げられる。特に、研究開発の方向性を判断する上では、サーチ能力をもとに多様な情報を抽出し、多様な情報を整理して、技術動向を把握するという審査官の得意な部分が活用できる部分であり、適正な技術開発目標を設定するのに貢献できると思われる。また、権利化の際には、特許実務面での知識を役立てることができるはずである。一方で、その他の部分に関しては、現状では知識、経験ともに十分ではない。

しかしながら、我が国の現状においては、このように知的財産の実務に精通し、かつ、研究開発で生まれた発明をビジネスに結びつけマネジメントを行っていきけるような能力を併せ持つ人材は極めて少ない。このような人材は我が国が知的財産立国を目指す上で今後最も求められてくる人材であると思われる。一方で、審査官にあまり関係ないと考えられがちである研究開発で生まれた発明をビジネスに結びつけマネジメントを行っていくような能力、知識は、企業のニーズに応じた確かな審査を促進していく上で今後、益々求められるものであると考えられる。このような観点からすると、審査官も今後求められる上述したような期待に応えるため、MOTの知識を習得する等自己研鑽の意識を持つことが必要である。また、このような能力、知識は実際の経験をしていくことが最も有効であると考えられるため、民間へ出向きビジ

ネスの現場を経験できるような機会を増やすようなことも検討の余地があろう。

#### 第4章 まとめ

上述したように、知的財産推進計画2004に求められる審査官の貢献は、知的財産推進計画2004を一読しただけでは分かりにくいもの、現実には、広範囲に及び、また、その責任も大きく、知的財産推進計画2004の実現に審査官の貢献は不可欠なものである。したがって、審査官はこのことを念頭において業務を遂行することが必要である。

特に、迅速・的確な審査の実施は、知的財産推進計画2004の大前提となっていることから、迅速・的確な審査実務に日々努めることが何よりもまず最初に求められているものであると言える。また、この迅速・的確な審査を加速するための関連する様々な施策が知的財産推進計画2004には示されているが、審査官は、これらの施策の推進の中心的な役割を果たし得る立場にあるため、これを主体的に実行していくこともまた併せて求められている。更に、迅速・的確な審査を行うために、何が欠けているのか、また、何が必要であるのかは、審査官自身が最もよく知っていることであるから、今後、その実現のための新たな施策等を積極的に発信していく義務も併せて有していると言え、今後の知的財産政策の企画、立案への積極的な参加、また、そのようなボトムアップ型の企画・立案ルートの一層の拡充が望まれる。

さらには、上述したとおり、大学等における知的財産の創造の推進等を中心とする「保護分野」、また、中小企業・ベンチャー企業や地域の支援等を含む「活用分野」、さらには、「人材の育成と国民意識の向上」といった分野においては、今後、審査官の貢献が一層求められると予想され、我々の最も得意とする審査実務に磨きをかけ、また、さらなる自己研鑽を行うことにより、これらの要望に応えていくことが望まれる。

また、その一方で、審査官が着実な審査実務を推進していること、また、迅速・的確な審査を促進するための施策を審査官が中心となって推進していること等、審査官の貢献は対外的には地味であったり難解であったりするものが多く、ややもすれば理解されにくい側面もあるため、知的財産推進計画2004の実現にしっかり

### Profile (特技懇 制度・国際委員会メンバー)

村上 聡(むらかみさとし)

平成6年4月 特許庁入庁  
審査第三部一般機械、国際協力事業団、特許審査第二部運輸、審査基準室、制度改正審議室を経て、  
現在、特許審査第二部一般機械審査官

柳澤 智也(やなぎさわともや)

平成10年4月 特許庁入庁  
特許審査第一部自然資源、調整課を経て、  
現在、特許審査第一部事務機器審査官

小川 亮(おがわあきら)

平成12年4月 特許庁入庁  
審査第一部応用物理を経て、  
現在、特許審査第一部ナノ物理審査官



左から、小川氏、村上氏、柳澤氏

と貢献をするのみならず、その貢献や成果をしっかりとピーアールしていくことも今日においては重要な課題であると思われる。特技懇としても、このような審査官の業務をしっかり外部発信していくことは非常に重要な課題であると認識しており、これまでも取り組んできたところであるが、今後も一層の情報発信をしていくように努めたい。